

ふくし TIME'S

<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>

福祉タイムズ



ともしび運動

7

2007 No.668



〈写真・菊地信夫〉

「当たり前」に生きるために

母親の背中におぶさって逃げた防空壕や太平洋戦争のことを実体験として語れる障害者は、全国でももはや少数であろう。昭和8年横浜市に生まれた横田弘さんは、先天性の脳性マヒ者として、神奈川県内のみならず、全国レベルで障害者運動をリードしつづけてきた。

息子や娘どころか、孫のような若い世代の障害者仲間に対し、時には物足らなさからか怒りを込めつつも、期待を込めて愛情深く接する横田さんの眼差しは、「何のために生きるのか」常に問いかける。

障害者自立支援法に関する行政との話し合いの中で、多くの障害者仲間の前で「国際障害者年（昭和56年）以前に福祉施策を逆戻ししないでほしい」と訴えた。ホームヘルプ制度もなかった時代から国際障害者年を経て、地域福祉、施設福祉とも前進してきた今日までの動きを、回想ではなく現在進行形で鋭く見つめる姿は、今も健在である。

CONTENTS

特集

障害者自立生活運動をふりかえって… 2
NEWS&TOPICS…………… 4

参加と協働

協働って何だろう…………… 6

連載

神奈川の福祉は今—三浦市の巻—…… 10

県社協のひろば

寄付のひとつのかたちに喜びと歓声…… 12
かながわHOT情報…………… 16

障害者自立生活運動をふりかえって

—障害のある人もない人も地域で暮らしたい—

特集

現在、各地で当たり前のように見かける駅舎のエレベーターや点字ブロックなどは、平成七年の「福祉の街づくり条例」をきっかけに大きく整備されたものです。この条例の制定までには、障害者団体などの地道な活動による後押しが背景にありました。今回は、障害者とともに福祉政策推進を行ってきた神奈川の歴史をふりかえるとともに、自立生活運動が果たす今日的な意義を「まちづくり」に焦点を当てて考えてみます。また、六月十日に本県を会場に開催された「第二十三回DPF日本会議全国集会」についても紹介します。

地域で暮らすという実感が

無かった時代

ある脳性マヒの方の声に、「ようやく最近、実感をもって地域やコミュニティという人々とのつながりを感じる事ができるようになった」というものがあります。

施設に入所しての生活か、在宅での生活かの二者択一の選択しかできなかった時代には、「地域の中」で暮らしているという実感がありませんでした。施設の通所サービスを利用していても、自宅と施設を往復するだけで、居住する地域の人々とのつながりの場が少なかったというものでした。

福祉のまちづくりや バリアフリー推進の原動力

昭和五十二年に起こった、車いすを使用した脳性マヒ者へのバス乗車

拒否に対する「障害者のバス占拠」事件は、大きく報道され社会問題となりました。

当時はノンステップバスが無く、ワンマン化も進んでおり、とりわけ重度の障害者が利用できる環境とは言えませんでした。そのような状況での「障害者もバスに乗れるように」という激しい抗議は、世論を二つに分けることになりました。

「どんなに重い障害があっても人間としての当然の欲求や主張であり、無視することはできない」という声があった一方で、彼らの強い自己主張をともなった抗議活動に対し、共感できない人々がいたことも事実でした。

しかし当事者による「自立生活」を目指した運動は時を経て、平成七年に制定された県の「福祉の街づくり条例」や、十九年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律」（通称バリアフリー法）など、政策として具体化され、確実に実を結ぶ結果となりました。

この事例以外でも、障害当事者が一丸となり様々な運動が全国で展開され、福祉用具の支給など多くの要望が実現しています。

現在、神奈川県内の多くの駅舎ではバリアフリー化されたエレベーターが設置されています（十七年度末で全駅舎の四十二・四％）。こうした「安全で安心な街づくり」として整備された環境は、車いす利用者だけではなく、足腰が弱い人、一見すると障害者とわかりにくい疾病等による内部障害者、ベビーカーを利用する親子連れなど、多くの市民にとっても便利なものとなっています。

障害当事者の参画の動き

昭和五十六年の国際障害者年を契機に、海外の障害者の情報の広まり



DPIとは……

日本語では「障害者インターナショナル」といい、1981年の国際障害者年で「完全参加と平等」というスローガンが大きく掲げられたこの年に、身体、知的、精神など、障害の種別を超えて自らの声をもって活動する障害当事者団体としてシンガポールで誕生しました。日本では、それを機に、1986年にDPI日本会議が発足しています。

会議では、移動や就労、教育などの現状報告だけでなく、多方面での自立生活運動の成果が多く語られました。参加者も400人を超え、関心の高さがうかがえます。

も刺激となり、自立生活運動はさらに活発になりました。

国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」を実現するために、行政や、民間の立場では本会が主となり、ともしび運動の一環として、福祉のまちづくりに向けた取り組みの推進や障害者の活動推進拠点となった障害者自立生活セミナー事務局の設置、障害者の日街頭キャンペーン等が展開されてきました。それは障害当事者の自己実現のための「自立」と「参加」を社会が支えていく仕組みを推進したものとなりました。

障害当事者自身も、これらをきっかけに「ピア・カウンセリング」や「セルフヘルプ・グループ」等、自らの生活を切り拓き、自立生活を目指す活動を積み重ねていきました。それがやがて当事者参画へとつながっていきます。

特定非営利活動法人「神奈川県障害者自立生活支援センター」における参画の例をあげますと、福祉のまちづくりのような福祉コミュニティ推進、社会福祉施設運営団体の苦情解決委員等の福祉分野、養護学校運営整備のような教育分野、市町村域の福祉有償運送に関する会議のような交通運輸の分野、災害時の養護者向け対応に関する会議のような防

災分野等、幅広い会議に参画しています。

これらは障害者の社会参加の幅が広がったことに加え、福祉の分野が近接領域含め拡大していることも背景としてあげられます。その中で障害当事者の視点で政策提言等を行う役割は一層高まっていると言えます。

福祉サービス供給の担い手としても

平成十八年に障害者の自立生活支援を目的とした障害者自立生活法が施行されました。法施行によって、自分で自分の希望するサービスを選べることに對する期待が高まった一方、サービス利用料への不安や果たして選べるほどのサービスの種類や量があるのか、もしくは、先行的に障害者自立生活支援策を行っている地方自治体の場合、サービスを継続して受けることができるのか等の懸念

の声や障害当事者から数多く聞かれました。「サービスが選べるほど提供されていない現在、与えられたものを受け取るしかできない状況は変わっていないのではないか」との指摘もあります。

一方、新たな動きもあります。例えば障害当事者団体がホームヘルパーの養成研修を開催したり、派遣事業を行ったりなど、自らが必要とす

るサービスを自ら創り出すために福祉サービス供給の担い手として活動するケースが増えていることです。このように、障害者団体自らがサービス供給の担い手として活動することは、参画から一歩進んだ動きといえます。

当事者の声を発信しつづける意義

本県で開催されたDPI日本会議では、障害者権利条約の可能性とともに、「われら自身の声（当事者の声）を施策、コミュニティに生かすため積極的に行動しよう」と熱く語られました。（写真）

この数年、障害者が便利なバリアフリーから、障害のある人もない人も便利なユニバーサルデザイン推進の施策に変わりつつあります。障害者の立場で「われら自身の声」にこだわり発信しつづけることの意義は、福祉がすべての人々の課題となった現在、一層大切になったといえます。

特に、最近若い世代の障害者が、団体の一員としてではなく個人で活動している例が増えていると言われますが、これら「個々の活動」をいかに「みんなの活動」にし、声を発信していくかが社会的に問われている時代とも言えるでしょう。

（企画調整・情報提供担当）

第六回かながわ高齢者

福祉研究大会開催される

去る六月二十五日(月)、パシフィコ横浜において、第六回かながわ高齢者福祉研究大会が開催されました。

この大会は、高齢者福祉サービスの質の向上を目指して県内の高齢者福祉に携わる人々が一堂に会し、知恵や工夫を活かした実践の成果等を学びあうもので、本会老人福祉施設協議会とかながわ高齢者福祉研究会実行委員会(平本正志実行委員長)が主催しました。六回に及ぶ実行委員会での企画調整は、当日の多様なプログラムと円滑な運営に表れ、約九百五十名の参加を得ています。

大会の象徴である発表は全百三十六件。テーマ別には、①ケアの質の向上二十一件、②アクティビティ・リハビリ・レクリエーション十九件、③認知症ケア十七件、④食事・栄養・口腔ケア十五件、⑤ターミナルケア・医療との連携十三件、⑥デイサービス事業十三件、⑦ユニットケア・グループホームケア九件、⑧介護予防・自立支援六件、⑨ケアプラン・相談援助五件、⑩施設経営・業務



改善と効率化四件、⑪地域包括支援センター・地域との連携三件、⑫養護・軽費・ケアハウス等二件、その他九件という状況です。六会場に分かれて行われた発表に、参加者は日頃の実践課題と関心に即して活発に会場を移動しては情報収集を行い、積極的に質問をしていました。並行して開催された講演会、「働く人のストレスマネジメント」笹氣健治氏(心理カウンセラー)、「市民が選ぶサービスとは」おちとよこ氏(医療福祉ジャーナリスト)、「コミュニケーションスキルの向上」大島武氏(東京工芸大学芸術学部准教授)も好評で、それぞれ熱心にメモがとられていました。

上階で開かれた高齢者福祉施設・介護保険事業所の紹介・就職相談コーナーでは八十六法人がブースを構え、学生をはじめとした五百名にパンフレットなどを用意し、丁寧な相談を行っていました。協賛企業による介護用品や福祉機器の展示にも、最新情報を入手しようと多くの人が集まっていました。

神奈川のこの集まりに、東京や埼玉などから関心が寄せられています。

「介護分野における雇用管理モデル検討会」訪問介護「報告書」公表される

厚生労働省は六月十五日に、介護労働者が「労働条件、健康面等の不安や不満が多く見られるように厳しい労働環境にある、定着率が低い、介護関係業務に従事していない多くの有資格者が存在する等、雇用管理等の面で解決すべき問題が残されている」状況をとらえて設置していた検討会の報告書を公表しました。

報告書は、訪問介護事業者が雇用管理改善を進める上で重要であると考えられる事柄について取組の方向性を示しています。①キャリア管理・コミュニケーション管理、②配置管理・稼働管理、③能力開発、④労働時間・賃金管理、⑤サービス提供責任者の役割と育成、という分野別に、現状と課題、基本的な考え方に、対策のポイントを整理して構成されています。併せて掲載されている事業主による様々な雇用管理改善事例二八八件では、キャリア管理・コミュニケーション管理が最も多く、二十八%にのぼりました。



福祉と建築の連携 震災に強いまちづくりに向けて

去る六月十七日(日)、関東甲信越建築士会ブロック会青年協議会の大会の一環として、パシフィコ横浜を会場に「震災を考える〜まち、住まい、くらしを守る〜」パネルディスカッションが開かれました。

はじめに田陽裕美氏(神奈川県建築士会)が「中越地震への支援として、応急危険度判定のフォローとして展開した住宅相談キャラバン隊の経験などから、暮らしに視点をおいた異分野の連携や情報交換の必要性を感じている」と提起しました。

続いて大橋勇造氏(神奈川県建築安全協会)が、地震等の大規模災害が発生した時に建築技術者がどのようにかわり役に立っているのかを、行政と民間の役割別に災害発生直後から時系列で整理し紹介しました。被災住宅再建を支援する相談(住宅相談キャラバン隊)活動については、中越地震の際、迅速かつスムーズにできなかった応急危険度判定のフォローとして行われましたが、さらに効果的な支援活動を目指した神奈川県建

築士会の検討内容を紹介しました。

中越震災と新潟豪雨水害、長野豪雨水害の際に、現地で災害ボランティアセンターの運営支援に関わったかながわボランティアセンターは、「住宅の問題をとらえる時、そこを生活の場としていた住民の状況を多面的総合的に見る必要がある」とことをふまえ、多領域、多職種、多元的な関わり、すなわちチームアプローチが有効であると述べました。

そして鈴木治郎氏(神奈川県障害者自立生活支援センター)は当事者の立場から、「多くの障害者は在宅生活を送っているが、地域は障害者にとって住みやすいものにはなっていない」、「障害は不幸ではないが不便なこと。その不便さが災害時に如実にあらわれる」と、避難所のバリア、移動のバリアについて具体的に指摘し、「障害者は自分自身の防災マニュアルを作るべき」と、経験に裏付けられた意見を述べました。

フロアとの質疑応答、意見交換では「生活空間全体を安全にしていく」必要が確認され、あらゆる分野の専門家同士のネットワークの必要性とともに、まちづくりの視点とされました。

大阪府社協が社会福祉法人の 在り方研究会報告書を発行

大阪府社協は、措置制度から契約制度への転換を背景に、民法の公益法人制度の見直しという動向もふまえながら、社会福祉法人の在り方を検討した報告書を発行しました。

内容は、①社会福祉法人制度の創設の経過と意義、②憲法第八十九条と社会福祉法人、③社会福祉法人の発展と果たしてきた役割、④社会福祉法人の現状とこれからの在り方で構成されています。

「社会福祉法人・施設には、税の優遇措置も含めて地域福祉推進の戦力になりうる条件・体制を整える必要がある」との見解の上で、「これから社会福祉法人は公益事業に積極的に取り組んでいかなければならず、対象となる公益事業の捉え方を理論的にも現実的な解釈の上でもしっかりと把握しておく必要がある」と、私案として示しています。

報告書は大阪府社協ホームページの発行図書からダウンロードできます。

<http://www.osakafusyakyu.or.jp/>



「協働」って何だろう

行政やNPO、社会福祉協議会などでは、事業のなかで「協働」を意識する機会が増えてきています。しかし、「協働」あるいは「参加」という言葉はそれぞれの機関や団体により独自に意味づけられ、独り歩きしたり、混乱している状況もうかがえます。「協働」はわかりやすそうではあるけれどもわかりにくい言葉かもしれません。

なぜ、「協働」が言われるようになったのか ネットワーク型社会の形成

社会の変化にともない、人々の生活や生き方も多様化してきました。

それとともに社会を支えるサービスやボランティア・市民活動も生活上のニーズも多様化し、多くの分野へのボランティア・市民活動の拡がり、それを支える支援組織も多く登場し、その支援内容も多様化しています。この背景には、活動の単位に個人、地域、職域などの広がりがあり、活動上の課題を共有したり、お互いにつながり、支えあおうとする「ネットワーク社会」を構築していることとの動きからだといえます。

そして、福祉など分野を超えた市民の主体的な参加のもとに、個人のみならず、グループや機関、行政など

がいろいろな形でネットワークを組み、支えあえる社会、豊かな社会の創造を目指していることとする動きから出てきた考えであるともいえます。

「協働」をどうとらえるか
～主体間のルールづくり～

神奈川県社会福祉協議会では、『かながわボランティアセンター改訂運営計画』（平成十六年）のなかで、「協働」を「市民団体、行政、企業のように成り立ちの異なる組織が課題や目標を共有し、自立性を尊重しあい、役割を発揮すること、結果にとどまらないで、プロセスを重視した関係形成。」ととらえています。

横浜市社会福祉協議会では、『協働指針』（平成十九年）において、社会福祉協議会がすすめる「協働」を①協働とは、②協働の相手、③協働のカタチ、④協働のすすめ方の四

点にまとめています。協働を進めるための条件として六つの原則（※七頁参照）を示しており、協働の相手として、さまざまな「団体・組織」ととらえています。「協働」をすすめるかたちには方法がさまざまあり、例えば共催、委託、助成、事業協力、実行委員会、コーディネートなどが例示されています。

神奈川県では、『NPOとの協働推進指針』を策定しています。そこでは「協働」とは、「県とNPO等が対等の立場で、各々の特性や資源を生かしあい、課題認識、目的及びプロセスを共有するなど、協力して、公的サービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組むにあたっての県とNPO等との関係」と述べています。そして、その実施にあたっては、①対等な関係の保持、②課題認識と目的の共有、③プロセスの共有、④役割分担と責任分担の明確化、⑤相互理解の促進、⑥公平性・公正性の確保、⑦透明性の確保、⑧時限の設定という基本的な事項を踏まえるものとするとしています。

自治体では「協働」の相手を社会福祉協議会などの機関を含めて広く

NPOとし、施策への参加をも意識した事業実施ととらえています。一方、社協などは中間支援組織の立場でNPO法人にとらわれず、さまざまな団体や組織ととらえているようです。自治体とNPO、あるいはNPOとNPOという二者の関係だけでなく、中間支援組織では事業主体間の仲立ちを通して、ゆるやかなネットワークの形成を意識した支援を行っています。

協働の意義 →相手に変容を求めない

それでは「協働」のポイントはどこにあるのでしょうか。まず、「協働」とは、異なる立場を持った人々や団体がそれぞれの特性を認め合うという関係が前提にあります。全国社会福祉協議会では、「相手に変容をもとめないことである。それぞれの持っている力、良さを出し合って、新たなものをつくっていくことに意義があり、一方的に協力する、させる関係は本来の協働の形ではない。目標が共有され、お互いにメリットがあつてこそ、協働活動は威力を発揮する。」(『社会福祉協議会における第

3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン第2次案』より)と示しています。

つまり「協働」とは目的ではなく、関係性や活動を含んだ言葉であり、立場や手段、方法も多様で、よりよい社会を作り出していくプロセスを示しているものなのです。そして「協働」は意識的にも生まれずし、無意識のなかでもカタチつくられるものでもあるといえるでしょう。

「相手に変容を求めない」という原則はこれから「協働」を考えるにあたって大切なことです。私たちは社会的孤立を防ぎ、誰もが安心して過ごせる地域社会を創ろうと取り組んできました。そのため、様々な機関や団体が往々にして協働の相手に変容を求めてきたこともありました。また、変容を促すためにいろいろな仕組みを創り上げてきました。そしてその結果、確かな効果がでていますが、協働の相手の自主性や自立性を奪ってしまった部分もあるかもしれません。「協働」とは薬のようなもので、その使い方を間違えると副作用が現れてくるものなのです。「協働」の取り組みによって主体性がそ

がれていくことがないよう気をつけなければなりません。

「協働」のカタチ → 地域社会の資産につなげるように

「協働」の目的は、行政や、社協、NPO、ボランティアグループ、地域や市民といった社会を構成するあらゆる人の参加に基づき、相互に補完しあい、相互に高めあえるような関係を地域社会のなかで育むことです。そしてそれぞれの機関団体が結びつき、アクションを通じて社会への好循環の関係をもたらすものでなければなりません。

社協は「協働」を自ら提案する場合や、「協働」の成果をより広げるために意図的にさまざまな団体と関わりを持つことがあります。このため、機関・団体・個人それぞれが持つ特性を理解できるような場の設定やさまざまな出会いの場をつくり、地域社会を支える人づくりや自らの地域の問題を「わがこと」として考えられるような場づくり、すなわち底支えの機能を発揮することが必要と考えます。

「協働の6原則」

横浜市社会福祉協議会「協働指針」平成19年3月P.2より抜粋

<p>目的共有 協働することで、地域に対してどのような利益・効果もたらされるかをしっかりと共有し、将来像を描くこと。「何のために協働するか(目的)」を事前にしっかり話し合い、確認することで協働によって得られるメリットが明確になります。</p>	<p>相互理解 それぞれの本質・理念・大切にしているポイント等をよく理解すること。特性を理解しあうことで役割分担も明確になり、スムーズに事業を展開することができます。また、理解しあうだけでなく、お互いの領域を尊重することも大切です。</p>	<p>対等 ともに事業等に取り組む時、上下ではなく横の関係(対等な関係)の中で物事を進めること。対等な中で、お互いに自由な意見や案を出しあうことで、単体では見えなかった発想やアイデアなどが生まれる等、相乗効果が期待できます。</p>	<p>自主性尊重 お互いの持っている特性・長所を最大限活かすこと。異なる組織同士であればなおさら、考え方や物事を進めるときの手法・スピードが違うのは当然です。それらを踏まえたとえ、双方の前向きな取り組みに着目していく姿勢が必要となります。</p>	<p>自立化 常に自立した存在としてお互いを意識し、依存・癒着関係に陥らないようにすること。協働終了後にも、お互いがより一層豊かな活動を展開していくために、協働経験を糧として育ちあうという視点をもつことが大切です。</p>	<p>公開 協働関係を結んでいる両者の関係が、常に開かれた状態であること。途中経過や結果をきちんと市民等に報告し、成果や課題を発信していくことも大事です。また、それらの情報を公開することによって、より有力な協力(支援)者を得る等、戦略的な「公開」も必要です。</p>
--	---	---	--	--	--



でかけてみませんか

箱根ロープウェイで行く 大涌谷・芦ノ湖の旅

夏本番の暑さを間近に、少しでも涼しくなる所をご紹介します。さて、箱根ロープウェイが全線リニューアルし、さらに快適な旅が楽しめるようになりました。これからのレジャーシーズン、新しくなった箱根ロープウェイに乗って雄大な自然を満喫しに箱根エリアに出かけてみませんか？

NPO法人 神奈川県障害者自立生活支援センター

通称KILC(キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、以下の3カ所を拠点に活動中。

〈厚木事務所/法人本部〉 厚木市愛甲953-2
TEL: 046-247-7503 FAX: 046-247-7508
〈平塚事務所/デイサービスセンター・キルク〉 平塚市桃浜町2-36
TEL: 0463-35-2710 FAX: 0463-35-2786
〈足柄事務所/あしがら自立生活センター〉 南足柄市関本609-1
TEL: 0465-71-0501 FAX: 0465-71-0502
法人HP(URL) <http://www.kilc.org> E-mail info@kilc.org

新型ロープウェイで出発！ 眼下に広がる大パノラマ！

箱根登山ケーブルカーの終点である早雲山駅から、芦ノ湖畔の桃源台駅までを結ぶ箱根ロープウェイは、平成十二年から新型ロープウェイの架け替え工事を実施、このほど六月一日より全線開通しました。

この新型ゴンドラは、アルプス地方でも稼動している優れモノ。車いすを利用の方にはゴンドラを一旦停止させ、スムーズかつ安心な乗降ができます。



車椅子でいざ乗車。各駅にはサービス介助士が配置されている。

早雲山駅〜大涌谷駅間のゴンドラには、乗降口を二カ所設けてあり、大涌谷駅〜桃源台駅間のゴンドラについては大口の乗降口を採用してい

ます。ゴンドラから見る富士山はとても素晴らしく、大涌谷を渡りながらの富士山(早雲山駅〜大涌谷駅間)



この新型ロープウェイで利便性が格段にアップ、ラクラク移動が可能に！風にも強くなり快適な乗り心地を実現。

と、なだらかに進みながら芦ノ湖越しに見る富士山(大涌谷駅〜桃源台駅間)は最高です。取材した日は曇りでしたが、相模湾まで一望することができました。

『地獄谷』で有名な大涌谷へ 箱根火山最後の爆発！ 約三千年前の噴火跡！

白煙と硫黄のにおいが立ち込める大涌谷は神奈川の景勝五十選にも選ばれています。やっぱり箱根に来たら大涌谷名物の温泉玉子・黒たまごということで、ナントこの黒たまごは一個食べれば寿命が七年延びると

いう代物なのです。

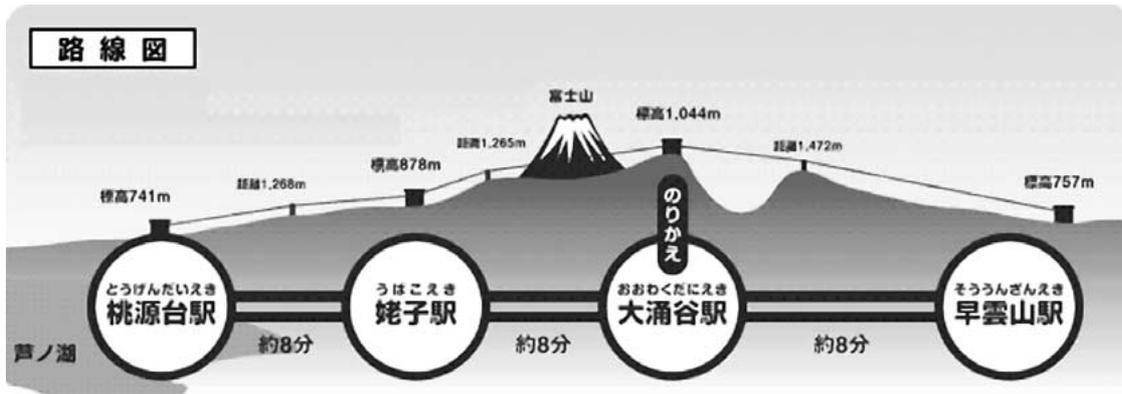
人気スポットの噴煙地へは、急な斜面や階段があるため、車いすの方は行くことはできませんが、大涌谷駅から坂道を下れば、その下の売店付近までは行くことが可能なので、十分に雰囲気を楽しめます。途中、黒キティちゃんのいる大涌谷観光センター(エレベーターなし、身障者用トイレ有)などがあります。大涌谷駅三階にあるレストランからは、大涌谷をはじめ箱根外輪山や富士山を眺めながら食事を楽しめます。

桃源台港より箱根海賊船へ 海賊映画の気分です 芦ノ湖畔を周遊！

海賊船のりば・桃源台港へは、桃源台駅地下二階から徒歩三分ほどです。航路は、桃源台港〜箱根町港(三十分)〜元箱根港(四十分)と順に進んでいきます。船への乗降は、車いす対応タラップがあるので、安心して利用することができます。海賊船は全部で三隻あり、内一隻(ピクトリー)は身障者用トイレやエレベーター付きなので、二階客室へ上がることも可能です。船内は、いか

箱根ロープウェイの路線図

早雲山駅～大涌谷駅間は、約一分間隔で次々と発車。運賃は、障害者手帳所持者と付添い人一名は半額で利用可能。



にも海賊船という感じで、ゴテゴテとした飾りがいっぱい帆船。海賊の人形や大砲などがあります。

バリアフリーへの取組

箱根ロープウェイ各駅では、エレベーターやスロープがあり、身障者用トイレ、赤ちゃん休憩室も設置してあります。車いすの貸出しサービスも行っています。中継点の大涌谷駅では乗り換えがありますが、ほぼ平面なので段差はありません。また、各駅にサービス介助士が配置されているので安心して利用できます。今回取材をした箱根ロープウェイは各駅バリアフリーでとても便利でしたが、早雲山駅までのルート（箱根登山電車など）にはまだバリアフリー未整備の駅もありました。

＝インフォメーション＝

箱根ロープウェイ ☎0465-32-2205

《奥箱根観光株式会社 ☎0460-84-9605》

箱根海賊船 ☎0460-83-6325

運賃は、障害者手帳所持者と付添い人1名は半額で利用可能。

※シーズンタイヤ、冬タイヤあり。

◇早雲山駅までのアクセス◇

小田原駅から箱根登山電車で終点強羅駅へ。

強羅駅から箱根登山ケーブルカーに乗り換えて、終点早雲山駅へ。

「喫茶・軽食友」のご紹介

JR東海道線鴨宮駅から十五分ほど歩くと、「ともしびシヨップ 喫茶・軽食友」がある小田原市川東タウンセンターマロニエに着きます。

NPO法人小田

原市障害者福祉協

議会が運営するこ

のシヨップは平成

八年に開店しまし

た。近くに大型ス

ーパーやコーヒー

シヨップができる

など当初に比べる

と競合店も増えた

そうですが、「この食事は安くて

おいしい」と評判です。それもそ

のはず、そば・うどんの麺つゆは

ダシを取り、カレーのルーも煮込

んで作るなど、ひと手間かけてい

るのです。

開店当初から働いているウエイ



トレスの一人は、接客だけではなく、店内の清掃も手際よくこなします。店内が明るくて清潔なのは、彼女の仕事の成果の一つでしょう。「花の絵を描くのが好きです」と語る彼女は、穏やかでも優しい笑顔が印象的です。そして、彼女とともに働いているのは、近所にお住まいの主婦の方たちです。シヨップの仕事に携わるようになったきっかけはさまざまですが、シヨップには、お客さんの存在はもちろん、こうした身近な方たちの支えが欠かせません。

これからも、シヨップが地域の皆さんにとって、気軽に集い、ともに学び、ふれあう場であること を期待しています。

◇ともしびシヨップ 喫茶・軽食友◇

☎0465-4711515(代)

三浦市の巻

〜ローカル・ガバナンスをめざして



三浦半島の南端に位置する三浦市は、三方を海に囲まれ、遠洋漁業の拠点である三崎漁港を擁する地域です。マグロの水揚げで有名ですが、大根や西瓜などの畑作も盛んで、「うちでは西瓜とマグロは買ったことがない」と言われるとおり、地元産業と住民の生活が密接な関係にあります。東京近郊で古い街並みが残っていることから、近年は映画やドラマのロケ地に使われることが増えてきました。

住民の目線で生活をとりかえ

人口の減少と厳しい財政状況を見据えて、「台所で考える、まちかどでつくる地域福祉をやっています」と三浦市社会福祉協議会の佐藤千徳事務局長は語ります。

三浦市の社会福祉協議会が大きく事業展開を図ったのは、平成元年に市保健福祉計画に位置づけられた在

三浦市の総人口の推移

平成10年度統計	53,470人
平成11年度統計	53,049人
平成12年度統計	52,706人
平成13年度統計	52,219人
平成14年度統計	51,781人
平成15年度統計	51,387人
平成16年度統計	50,768人
平成17年度統計	50,410人
平成18年度統計	49,837人

宅サービス協会の運営に始まりまず、ホームヘルプサービスの実施を通じて、「制度や既存のサービスでは対応されないニーズが見えてきた」そうです。目の前で乳児を抱えて困っている母親をどうするか、

日中、行き場のない障害者の悩みをどう受け止めるか、様々な場面で、サービス利用に関わる当時の申請主義やサービス内容の規定など、本来、生活支援を目的にしていながら、その目的を果たせない問題を認識するようになりました。

そして、福祉サービス供給システムの転換といった福祉改革に臨み、住民組織やボランティア・グループ、当事者グループなどと連携し、行政ではない民間だからこそできる事業の運営を意識的に行い、現在にいたっています。

平成十五年三月に策定された三浦

市地域福祉活動計画は、三浦市の地域福祉が何を基本にすえているかが表れています。五回の策定委員会と六回の作業部会に並行して十五回の住民懇談会と三十七回の団体ヒアリング、八百人のアンケート調査が行われました。声にあがりにくい生活問題をきめ細かく把握しようということ、それを支持する関係者、住民が協力しあった成果です。

また、県社会福祉事業団が運営していた保養施設万寿荘の払い下げを活用した総合福祉センターは、社会福祉協議会の経営のひとつの工夫であり、現在のシンボルとなっています。

自分たちの地区を大切に

京急三浦海岸駅から住宅街を十分ほど歩いた場所に、広い庭を前にした「みどりの家」があります。以前、海の家として使われていた建物を借り、ボランティアグループ・みどり会（会員数／34名）が元気な高齢者を対象に、毎週水曜に開くミニデイホームです。

通うのは九十五歳の女性をはじめとした七〜八名。おしゃべりに花を咲かせ、歌を歌い、時には保健師に

面積：31.44平方km
人口：49,405人（2007年4月1日現在）
高齢化率：25.23%
施設数：高齢者福祉施設等38
（特養・老健・グループホーム・デイサービスセンター等）
障害者福祉施設等7
（更生施設・生活訓練施設・地域作業所等）
保育所4

広がれ、やさしさの輪

座間市手をつなぐ育成会
キャラバン隊
幸田 啓子



5年前のある日、小学6年だった長男が帰ってくるなり「学校で自閉症の女の子がバカにされていて、そんなこと言っちゃダメだよとは言えたけど、なぜその子がそういう行動をするのか説明できなくて悔しかった。なんて説明したらいいの？」と私に尋ねてきたことがありました。

ダウン症の妹と共に暮らしている中で、私が日頃から『こういう子たちの行動には必ず意味があるからね』と話していたことが心の中にあっただと思います。学校の子もたちにわかってもらうことが一番の近道かもしれない～と思いつき、担任の先生に「学校で知的障害についてお話をさせて欲しい」とお願いしてみたところ、すぐに実現。知的障害児者の理解を深める「キャラバン隊」の活動が始まったのでした。

公演内容は、障害のある子の気持ちに近づいてもらうための模擬体験を中心に、障害特性や接し方のコツをアニメで楽しみながら理解してもらえるように工夫をしています。その後どんどん依頼が増え、小中学校、高校、大学、学校の先生、一般の方々など、この4年間で述べ7千人以上の人に伝えてきました。

息子の一言で始まったこの活動は現在進行形。新しい出会いと、やさしさの輪を広げています。



血圧を測定してもらい過ぎします。「家では声を出して笑うことなんかないもんな」と参加者から声があがり、ボランティアの笑顔もあふれます。一人ひとりの健康状態や昔話の話題になり、時には惣菜の作り方の情報交換会になるこの空間は、地区の大切な集まり場所です。

現会長の鈴木秀子さんが初代会長とみどり会を起こしたのは平成六年でした。民生委員として見守り活動や相談を行う中から高齢社会を痛感し、「何かを始めなければ」と行動したそうです。勉強会から始まった活動は、四年後にはデイホームをスタートさせ、その後、配食、障害者地

域作業所の支援、子育て支援、バザー、環境美化など、地区の問題をとらえては多様に広がりました。鈴木さんは「自分たちで始めなければ何も始まらない」と考えています。

その人らしく安心して暮らせる地域を求めて

三浦市手をつなぐ育成会会長の飯嶋和子さんは、息子さん(二十三歳)が知的障害と自閉症ということ、育つ過程で多くの問題に直面してきました。情報やつながりを求めて入った育成会活動の中で、三浦市には障害のある人たちがその人らしく安心して暮らすためのしくみが十分に

ないことを痛感し、仲間とともに地域生活の拠点作り活動を始めました。その活動の理解者の一人が市社協でした。地域福祉活動計画策定や調査でのかわりのほか、二年目を迎えた地域福祉推進モデル事業を共催で行っています。

育成会の活動を通し、専門性を持った機関と人材の必要性を検証する中で、今一番の関心事は、平成二十一年度に市が完成させる予定の知的障害者通所施設です。一日も早い開所を待ち望んでいます。

一人ひとりの思いと行動が、三浦の力になっていくようになります。

県社協 の ひろば



寄付のひとつのかたち

喜びと歓声があがる

神奈川県内の塗装業者の若手経営者で作る親睦組織「神奈川昭和会」と、建設関係の塗装工事に携わる施工業者で構成される「(社)日本塗装工業会神奈川県支部」による塗装ボランティア活動が、六月二十一日、湯河原町にある児童養護施設「城山学園」で行われました。

本年度で二十六回目となるこの活動。これまで児童養護施設や救護施設、母子生活支援施設など、県内の多くの福祉施設がお世話になってきました。「心待ちにしていました。居室が明るくなり子どもたちが喜ぶと思います」と話す岡本忠之園長ほか施設の職員の皆さんに迎えられた塗装ボランティアの方々は、日頃の技術を活かし居室や食堂等の塗装工事を手際よくこなしていました。

去る六月二十六日には、神奈川県内の鑑賞魚関連七社でつくる「神奈川県観賞魚親睦会」より、観賞魚の飼育セットの寄贈がありました。昭和四十八年から続くこの活動。本年度



贈呈式で観賞魚の飼育方法を説明する代表の野本功一さん



は県内十カ所の保育所に、観賞魚のほか水槽や蛍光灯、フィルター、水草、エサなど飼育に必要な物品一式が贈られました。本年度寄贈先の一つとなった平塚市の「真土すばる保育園」では、届いた水槽の中で元氣良く泳ぐ魚たちに、子どもたちが歓声をあげて喜び姿がみられました。

皆様の温かいお気持ちに心より感謝申し上げますとともに、今後とも福祉事業にご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(ともしび運動推進担当)

神奈川県福祉研究会

(税務・会計の専門家グループ)

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 桑江 郁男(☎045-402-4433)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役会長 谷 〇 榮
代表取締役社長 谷 〇 嘉 弘

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX (045)441-1527

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>

平成18年度神奈川県社会福祉協議会監査意見書公告

本会定款第34条第2項の規定により、平成18年度事業・決算に関する監事監査意見書を次のとおり掲載いたします。

監 査 意 見 書

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会における平成18年度の業務の執行状況並びに財務の状況について、定款第13条の規定に基づき監査したところ、業務は概ね適正に実施されていますが、次の事項について対応、改善を図るようお願いします。

決算書類は、神奈川県社会福祉協議会の財産及び収支を適正に表示しているものと認めます。

1 事業・組織運営について

平成18年3月に策定した神奈川県社会福祉協議会活動推進計画に基づいて、組織・財政改革検討会の設置や重点項目別推進委員会の設置、自己評価システムの構築など、県社協の役職員一体となって多様化する福祉ニーズへの対応や経営体制、財政基盤の整備に取組む体制を整えたことについて、また、合わせて組織執行体制や人員の見直しを実施したことを高く評価したい。

しかし、県の行財政改革に伴う補助のあり方の見直しが進められている状況を踏まえると、例えば、研修事業のような県社協の本来業務であり、専門性を発揮できる事業分野の充実強化や、或いは、見直しや縮小・廃止が求められる事業の整理等に早急に取り組む必要があり、優先順位をつけた自己評価の実施や外部評価の導入をお願いしたい。

さらに、県域における地域福祉の推進役として、また、県民が質の高いサービスを享受できるように、多様化する福祉の担い手との共同や関係機関との役割分担、連携を進めていただきたい。

2 予算執行と財務管理について

監査法人による外部監査により、適正な会計処理等に努めているところであるが、予算額と決算額の乖離や、予算執行については一部改善すべき点が見受けられる。今後、限られた財源を効果的に執行するとともに、県民に開かれた事業執行に向けた職員の意識改革にも努めていただきたい。

平成19年5月17日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 監事 藤井 喜代治

監事 都築 融光

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 会長 林 英樹 殿

監査法人 エムエムピージー・エーマック

代表社員・業務執行社員・公認会計士 川原 文貴

代表社員・業務執行社員・公認会計士 高倉 隆

当監査法人は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の平成18会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の平成18会計年度の収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。以上

社会福祉施設 しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

安全・健全な施設運営のために！

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

① 基本補償

- 法人業務を包括的に補償
- 賠償責任のない場合の見舞補償も充実

② 個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含む）に補償
- クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者
- ② 通所型施設利用者
- ③ 不特定多数利用者

プラン4

施設職員の災害事故補償

- ① 施設の労災上乘せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン3

施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

プラン5

施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆ 皆様のご信頼をいただき、全国多数の施設（法人）が加入！

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料（掛金）
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

● 詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします

団体契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

〈SJ06-12549. 2007. 3. 19作成〉

図書

資料

私のおすすめの1冊



『人の心はどこまでわかるか』 河合隼雄著

神奈川県精神保健ボランティア連絡協議会会長 山口徳江

おもしろくて一気に読める本です。それは著者の「人間の心がいかにわからないかを骨身にしみてわかっている者が心の専門家である」という姿勢からの本質論だからでしょう。

心理療法の根本は「何もしないことに全力をあげる」、「そこにいる」こととし、『老子』の「無為をなせば、すなわち治まらざるはなし」に通じるといっています。

精神保健福祉ボランティアの世界にも、「するボラ」と「いるボラ」という言葉があります。出会いを大切にしながら、素人として「寄り添う」というあり方にさらに磨きをかけなければと思った本でした。



2000年3月刊 定価777円(税込) 講談社α新書

「福祉情報資料室」をご利用ください!

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等のサービスを行っています。

◆利用時間：月～金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時

※8/13～8/15まで、資料整理のため休室いたします。

◆問合せ：☎045-311-8865 FAX045-313-9341

◆インターネットでの資料検索 http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/tosyo/

～「新着情報コーナー」をぜひご利用ください!～

★ケアハウスという暮らし方(東社協高齢者施設福祉部会経費分科会ケアハウス分会、東京都社会福祉協議会)

★新しい地域福祉推進の理論と実践(東北を中心とした地方から地域福祉を発信する(都築光一著、中央法規))

★支えあう人のつながりが地域をつくる 地域福祉コーディネーター育成の推進等(神奈川県保健福祉部地域保健福祉課)

★地域包括支援センターにおけるインフォーマルサポートとの連携について(全国社会福祉協議会)

★知的障害者グループホーム世話人の業務実態と想い(東社協知的発達障害部会生活寮・グループホーム等ネットワーク委員会編、東京都社会福祉協議会)

★在宅支援の困難事例と対人援助技法(場面再現記録法によるホームヘルプ実践の理論化に向けて(小松啓、小川栄一、対人援助研究会編著、萌文社))

★児童福祉施設の地域協働実践方策研究事業調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

★児童福祉施設給食関係調査研究抄録(児童育成協会児童給食事業部)

読んでみよう!

★知的障害者

★中央法規

★障害者自立支援法と人間らしく生きる権利(障害者福祉改革への提言2(障害者生活支援システム研究会編、かもがわ出版))

★ケアマネしあわせ便利帳(菊池智子監修、日総研出版)

価値あり!

★児童福祉施設の

★児童福祉施設

★児童福祉施設

★児童福祉施設

ボランティア電話相談スタッフ養成のための講座

国籍、テーマを問わない、女性による女性のための何でも相談室で、相談員、弁護士、精神科医、行政職員を講師に迎えて、ボランティア電話相談スタッフの講座を開催します。

◇日時 9月1日(土) 13時～17時15分、8日(土) 15時15分～19時、15日(土) 13時～17時15分
◇会場 かながわ県民センター4階 403号室

◇対象 ボランティア相談スタッフとして実際に活動可能な女性、原則として全日程出席可能な方

◇参加費 六千九百円(テキスト含む)
◇問合先 (特非) かながわ女のスペースみずら ☎045-451-3776

夏休み 自助具製作教室

障害がある人の生活の工夫やアイデアを聞くとともに、食事のときなどに、日常生活で使う道具をより便利にする自助具をつくりまします。

◇日時 8月18日(土)、8月25日(土) 13時～16時 ※二日とも同じ内容です。

◇会場 かながわ県民センター12階 第2会議室

◇対象 小学5年生から高校生まで
◇定員 各日10名程度(応募多数の場合抽選)

◇参加費 五百円

◇問合先 本会ともしび運動推進担当 ☎045-312-1121(代)

財団法人松翁会社会福祉助成金

社会福祉に関する民間の事業、研究に対する助成先を募集します。社会福祉の向上を目的とした企画であること、公の援助を受けていないこと、目的・内容・資金使途等が明確であること、先駆的・開拓的の事業、が対象となります。

◇助成額 原則として八十万円程度
◇募集締切 7月31日(火)

◇助成実施時期 10月以降

◇完了報告 平成20年6月30日

◇問合先 財団法人松翁会事務局 成係 ☎03-3201-3225

寄付金品ありがとうございました

【一般寄付金】▽広瀬公子▽陽隆志
【交通遺児援護基金】▽大正琴サークル湖陽会【ともしび基金】▽大正琴サークル湖陽会▽神奈川県ボウリング場協会(計六二五、〇〇〇円)
【寄付物品】▽福田恵里▽原田三郎
▽神奈川県和会・社団法人日本塗装工業会神奈川県支部▽神奈川県定年問題研究会▽神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉課▽神奈川県観賞魚親睦会▽ともしび製品展示コーナーO B会 (敬称略)



項目	第31回神奈川県福祉作文コンクール募集	第28回ともしびポスター・第21回ともしび絵本コンテスト募集
応募資格	県内公私立小・中学校及び特別支援学校(小学部、中学部)、中等教育学校、フリースクール等に通っている児童・生徒等	県内在住・在学の小学生・中学生・高校生・特別支援学校生・フリースクール等の通学生
内容	(1)作文の内容 児童・生徒の皆さんが、福祉について日常を通して感じたこと、考えていること、体験したこと、こうしていきたいと思っていることなどを自由に表現したもの (2)題名=自由 (3)字数=小学校児童 B 4版400字詰め原稿用紙を使用し、800字～1,000字以内 中学校生徒 A 4版400字詰め原稿用紙を使用し、1,600字～1,800字以内 ※頭書3行に題名・学校名(団体名)・学年・氏名(ふりがな)を記入(この部分は字数に含めません)。	テーマ:「みんながともに生きるまち」 (1)ポスターの部 ①用紙=画用紙B3判(51.5cm×36.4cm)もしくは4つ切判(54cm×38cm)に準じる。②画材=カラーペン、絵の具、クレヨン、ポスターカラー、色画用紙等。 (2)絵本の部 ①用紙=原則、画用紙B4判(26cm×36cm)2枚を半分にし、B5判18cm×26cm)4枚にしたもの。②頁数=原則として表紙・裏表紙を含む8ページ、③綴じ方=ひも・ホチキス等を使用、縦・横使いは自由、④画材=ポスターの部に同じ、⑤文=絵の上でも空いているところでも可、文の形式は文章・詩・吹き出しのいずれでも可 ※作品の裏には必ず所定の応募票を貼ってください。
締切日	平成19年9月7日(金)	平成19年9月5日(水)
応募先・問合せ先	(応募先) 県共同募金会の各市区町村支会内「福祉作文コンクール事務局支局」へ学校等で一括して送付してください。(問合せ先) (1)本会 県民活動推進部ともしび運動推進担当 ☎045-312-1121 内線3202 (2)社会福祉法人神奈川県共同募金会 ☎045-312-6339	作品は学校等で一括して(1)・(2)のいずれかに送付又は持参してください。 (1)本会 県民活動推進部ともしび運動推進担当 〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内 ☎045-312-1121 内線3204 (2)お近くの市町村社会福祉協議会(持参のみ受付) ※横浜市及び市内各区、並びに川崎市市内各区の社会福祉協議会では受付していません。



気楽にのんびり 動物園のすてきな夜

よこはま動物園ズーラシア（横浜市旭区）



よこはま動物園ズーラシア（以下「ズーラシア」）で、「ドリームナイト・アット・ザ・ズー」（以下「ドリームナイト」と呼ばれるイベントが六月二日（土）に行われました。これは、毎年六月第一金曜日の夜（ズーラシアは第一土曜日）、障害のある子どもたちとその家族を動物園に招待し、楽しいひとときを過ごしてもらうという国際的なイベントです。オランダのロッテルダム動物園で一九九六年に始まり、二〇〇七年は、世界二十八カ国、百五十の動物園・水族館が実施しました。

ズーラシアでは、市内を中心に養護学校や支援施設の子どもたちとその家族を約千名招待しました。ドリームナイトの企画調整を中心となつて進めてきたズーラシア職員の長倉かすみさんは、「障害のある子どもはもちろん、普段、周囲に気を使うことの多い親御さんののびのび動物に接する時間にした

いと思っています。似た状況にある家族同士、気兼ねなく楽しめることも魅力です。」と手応えを感じています。

ズーラシアでは、年一回のドリームナイトのほかにも、障害児を対象とした遠足や、子どもたちと一緒にいうアート活動など、様々な取組みを行っています。

長倉さんは、「地域に密着した動物園として、地域のためにできることをしたい」と話します。地域の誰もが気軽に立ち寄り、多くの交流が生まれる場所として、今後ますます魅力を発揮しそうです。



おにいちゃんも弟も「ハイポーズ！」

ボランティアも活躍

会場はボランティアの協力のもと、普段と違う特別なイベントが

日本での参加は、三回目になるズーラシアと、今年から参加した金沢動物園の二カ所です。



のんびりと好きなペースで見て回れます

子どもも楽しいおとなもうれしい

数多く開かれます。動物のフェイスペインティングや廃材でできた楽器の演奏体験、犬とのふれあいコーナーなど、子どもたちを飽きさせません。そして何といても動物たちの愛嬌ある姿に、家族みんなで盛り上がります。

地域のためいきなイベント

他にも、ドリームナイトの実施には多くの人たちの協力があります。体調が悪化したときのための準備や園内の照明の整備、車いすの補助など、家族が安心して楽しめる工夫がそこかしこにありました。

よこはま動物園ズーラシア
横浜市旭区上白根町1-175-1
☎045-959-11000

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES' Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808
TEL03(3449)1771/FAX03(3449)1772
URL: www.yasue-sekkei.co.jp
E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



S 保育園(横浜市)



新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください